

歴史的風致維持向上計画の変更一覧

資料4

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	策定年月の変更	計画変更
表紙裏	表紙裏	計画期間の「平成33年度」を「令和3年度」に変更	改元に伴う年号の修正
序章-2	序章-2	計画期間の「平成33年度」を「令和3年度」に変更	改元に伴う年号の修正
序章-7	序章-7	「表序-1 計画策定の検討経過」に協議会開催を追記	策定経緯の更新
序章-8	序章-8	表序-3 「市民環境部長」を「産業地域振興部長」に変更 表序-5 「市民環境部」を「産業地域振興部」に変更 表序-5 「商工観光課」を「観光振興課」に変更 表序-5 「一貫教育課」を「学校教育課」に変更	組織機構の名称変更
3章-5	3章-5	図3-1の「平成23～33年」を「平成23～令和3年」に変更 本文中「平成33年度」を「令和3年度」に変更	改元に伴う年号の修正
3章-6	3章-6	本文中「平成36年」を「令和6年」に変更	改元に伴う年号の修正
3章-7	3章-7	本文中「平成33年」を「令和3年」に変更	改元に伴う年号の修正
5章-5	5章-5	本文中「平成32年度」を「令和3年度」に変更(史跡整備事業)	事業期間の延長
5章-5	5章-5	本文中「平成33年度」を「令和3年度」に変更 本文中「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
5章-8	5章-8	本文中「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
5章-10	5章-10	本文中「平成33年度」を「令和3年度」に変更 本文中「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-6	6章-6	事業期間の「平成32年度」を「令和3年度」に変更(史跡整備事業)	事業期間の延長
6章-7	6章-7	事業期間の「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-9	6章-9	事業期間の「平成33年度」を「令和3年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-10	6章-10	事業期間及び支援事業名の「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-11	6章-11	事業期間及び支援事業名の「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-12	6章-12	事業期間の「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-13	6章-13	事業期間の「平成32年度」を「令和2年度」に変更	改元に伴う年号の修正
6章-24	6章-24	事業概要の文言及び掲載写真の変更	文言及び掲載写真の時点修正
6章-25	6章-25	事業期間の「平成33年度」を「令和3年度」に変更	改元に伴う年号の修正

新旧对照表

新(表紙)	旧(表紙)
<p data-bbox="344 571 884 612">宇治市歴史的風致維持向上計画</p> <p data-bbox="524 1059 703 1091">令和2年3月</p> <p data-bbox="515 1161 712 1193">京都府宇治市</p>	<p data-bbox="1337 571 1877 612">宇治市歴史的風致維持向上計画</p> <p data-bbox="1509 1072 1688 1104">平成31年3月</p> <p data-bbox="1500 1174 1706 1206">京都府宇治市</p>

## 新旧対照表

新(表紙裏)	旧(表紙裏)
<p data-bbox="273 470 963 531">「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)第5条に基づき、この計画を策定する。</p> <p data-bbox="315 576 801 708">計画の名称 : 宇治市歴史的風致維持向上計画 策定主体 : 京都府宇治市 計画期間 : 平成24年度から令和3年度まで 大臣認定日 : 平成24年3月5日</p>	<p data-bbox="1243 470 1933 531">「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)第5条に基づき、この計画を策定する。</p> <p data-bbox="1285 576 1771 708">計画の名称 : 宇治市歴史的風致維持向上計画 策定主体 : 京都府宇治市 計画期間 : 平成24年度から平成33年度まで 大臣認定日 : 平成24年3月5日</p>

## 新旧対照表

### 新(序章-2)

#### 2. 計画策定の体制と経緯

宇治市歴史的風致維持向上計画の素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討を進めた。また、関係課 12 課による計画検討庁内ワーキングを開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整等を行った。

素案の作成後は、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会等の意見を伺い詳細な検討を進め、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」の開催を経て本計画を作成した。

なお、国の認定を受けたのちは、計画に基づき事業を実施する。計画を進めるうえでは、市民の声を取り入れるとともに、関係課で組織する「歴史まちづくり推進調整会議」で調整し、「歴史的風致維持向上協議会」の意見を伺い、事業の進捗管理や変更・追加を行うこととする。



歴史まちづくりワークショップ



歴史的風致維持向上計画検討委員会

#### 3. 計画期間

平成 24 年度から令和 3 年度まで

### 旧(序章-2)

#### 2. 計画策定の体制と経緯

宇治市歴史的風致維持向上計画の素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討を進めた。また、関係課 12 課による計画検討庁内ワーキングを開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整等を行った。

素案の作成後は、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会等の意見を伺い詳細な検討を進め、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」の開催を経て本計画を作成した。

なお、国の認定を受けたのちは、計画に基づき事業を実施する。計画を進めるうえでは、市民の声を取り入れるとともに、関係課で組織する「歴史まちづくり推進調整会議」で調整し、「歴史的風致維持向上協議会」の意見を伺い、事業の進捗管理や変更・追加を行うこととする。



歴史まちづくりワークショップ



歴史的風致維持向上計画検討委員会

#### 3. 計画期間

平成 24 年度から平成 33 年度まで

新旧対照表

新(序章-7)

平成31年3月25日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成31年4月19日	平成31年度 第1回歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)	<b>【内容】</b> ○歴史的風致維持向上計画の平成30年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の中間評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について

表序-2 歴史的風致維持向上計画検討委員会 委員一覧

	所属 又は 氏名	備考
学識委員	立命館大学理工学部教授 山崎 正史 (委員長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学人間学部教授 森 正美 (副委員長)	都市計画審議会委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	奈良文化財研究所景観研究室長 清水 重敦	
行政委員	国土交通省	淀川河川事務所副所長
	京都府	建設交通部都市計画課長
		農林水産部理事農政課長
		教育庁指導部文化財保護課長
	京都府山城広域振興局	農林商工部長
		山城北土木事務所長
	宇治市	市民環境部長
		建設部長
都市整備部長		

旧(序章-7)

表序-2 歴史的風致維持向上計画検討委員会 委員一覧

	所属 又は 氏名	備考
学識委員	立命館大学理工学部教授 山崎 正史 (委員長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学人間学部教授 森 正美 (副委員長)	都市計画審議会委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	奈良文化財研究所景観研究室長 清水 重敦	
行政委員	国土交通省	淀川河川事務所副所長
	京都府	建設交通部都市計画課長
		農林水産部理事農政課長
		教育庁指導部文化財保護課長
	京都府山城広域振興局	農林商工部長
		山城北土木事務所長
	宇治市	市民環境部長
		建設部長
都市整備部長		

新旧対照表

新(序章-8)

表序-3 歴史的風致維持向上協議会 委員一覧

所属又は氏名		備考
学識委員	立命館大学理工学部名誉教授 山崎 正史 (会長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学総合社会学部教授 森 正美 (副会長)	都市計画審議会委員 観光案内サイン整備推進委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員 宇治川太閤堤跡保存整備検討委員 名勝総合調査指導委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	京都工芸繊維大学〒617-8501・建築学系教授 清水 重敦	文化的景観検討委員
関係団体等	宗教学法人宇治上神社 宮村 徹	
	一般財団法人宇治市文化財愛護協会 吉水 利明	
	宇治商工会議所 長谷川 理生也	
	公益社団法人宇治市観光協会 多田 重光	
	宇治市茶生産組合 辻 四一郎	
	大幣座 田原 康男	
行政委員	京都府	教育庁指導部文化財保護課長 山城広域振興局農林商工部長 山城北土木事務所長
	宇治市	産業地域振興部長
		建設部長
		教育部長
		都市整備部長

表序-4 計画検討庁内ワーキング

部署	
市民環境部	文化自治振興課
	農林茶業課
	商工観光課
建設総括室	
建設部	建設総務課
	道路建設課
都市整備部	維持課
	公園緑地課
	都市計画課
	建築指導課
	交通政策課
歴史まちづくり推進課(事務局)	

表序-5 歴史まちづくり推進調整会議

部署	
政策経営部	政策推進課
産業地域振興部	文化自治振興課
	農林茶業課
	観光振興課
教育部	学校教育課 生涯学習課
建設総括室	
建設部	建設総務課
	道路建設課
	維持課
	雨水対策課
都市整備部	公園緑地課
	都市計画課
	建築指導課
	交通政策課
	歴史まちづくり推進課(事務局)

旧(序章-8)

表序-3 歴史的風致維持向上協議会 委員一覧

所属又は氏名		備考
学識委員	立命館大学理工学部名誉教授 山崎 正史 (会長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学総合社会学部教授 森 正美 (副会長)	都市計画審議会委員 観光案内サイン整備推進委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員 宇治川太閤堤跡保存整備検討委員 名勝総合調査指導委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	京都工芸繊維大学〒617-8501・建築学系教授 清水 重敦	文化的景観検討委員
関係団体等	宗教学法人宇治上神社 宮村 徹	
	一般財団法人宇治市文化財愛護協会 吉水 利明	
	宇治商工会議所 長谷川 理生也	
	公益社団法人宇治市観光協会 多田 重光	
	宇治市茶生産組合 辻 四一郎	
	大幣座 田原 康男	
行政委員	京都府	教育庁指導部文化財保護課長 山城広域振興局農林商工部長 山城北土木事務所長
	宇治市	市民環境部長
		建設部長
		教育部長
		都市整備部長

表序-4 計画検討庁内ワーキング

部署	
市民環境部	文化自治振興課
	農林茶業課
	商工観光課
建設総括室	
建設部	建設総務課
	道路建設課
都市整備部	維持課
	公園緑地課
	都市計画課
	建築指導課
	交通政策課
歴史まちづくり推進課(事務局)	

表序-5 歴史まちづくり推進調整会議

部署	
政策経営部	政策推進課
市民環境部	文化自治振興課
	農林茶業課
	商工観光課
教育部	一貫教育課 生涯学習課
建設総括室	
建設部	建設総務課
	道路建設課
	維持課
	雨水対策課
都市整備部	公園緑地課
	都市計画課
	建築指導課
	交通政策課
	歴史まちづくり推進課(事務局)

新(3章-5)

2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け

現在、本市では普遍的、長期的な展望に立った政策の基本的な方向を示した第5次総合計画のもと、各種施策の計画・実施に取り組んでいる。世界遺産および宇治川を中心とした自然環境や歴史的景観の保全を継続的に取り組んできた本市では、宇治川太閤堤跡の発見や重要文化的景観の選定など、近年の新たな文化財指定等を契機として、歴史・文化のまちづくりの推進をより一層重視している。

ここでは、歴史的風致の維持向上に関する、上位・関連計画等について整理する。

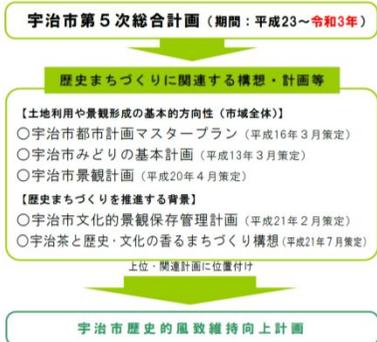
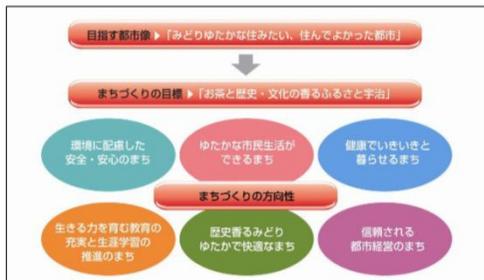


図3-1 歴史的風致の維持向上に関する上位・関連計画等

(1) 宇治市第5次総合計画（平成23年3月策定）

宇治市第5次総合計画は、目標年次を令和3年度（2021）に設定して、豊かな自然や歴史・文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることで「ふるさと宇治」を創造していくことを理念とし、これまでの総合計画に引き続き「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像としている。

加えて、第5次総合計画ではまちづくりの目標に、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を新たに掲げることにより、宇治の個性を強調したうえで、具体的な柱として6つのまちづくりの方向性を定めている。



旧(3章-5)

2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け

現在、本市では普遍的、長期的な展望に立った政策の基本的な方向を示した第5次総合計画のもと、各種施策の計画・実施に取り組んでいる。世界遺産および宇治川を中心とした自然環境や歴史的景観の保全を継続的に取り組んできた本市では、宇治川太閤堤跡の発見や重要文化的景観の選定など、近年の新たな文化財指定等を契機として、歴史・文化のまちづくりの推進をより一層重視している。

ここでは、歴史的風致の維持向上に関する、上位・関連計画等について整理する。

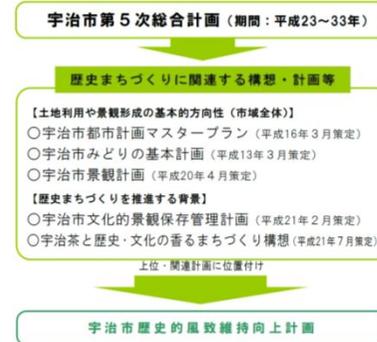
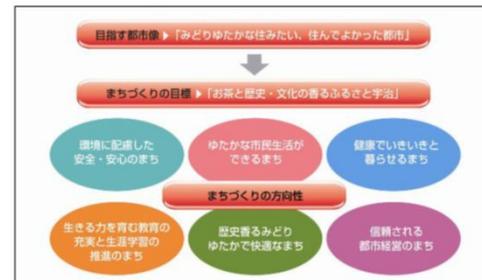


図3-1 歴史的風致の維持向上に関する上位・関連計画等

(1) 宇治市第5次総合計画（平成23年3月策定）

宇治市第5次総合計画は、目標年次を平成33年度（2021）に設定して、豊かな自然や歴史・文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることで「ふるさと宇治」を創造していくことを理念とし、これまでの総合計画に引き続き「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像としている。

加えて、第5次総合計画ではまちづくりの目標に、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を新たに掲げることにより、宇治の個性を強調したうえで、具体的な柱として6つのまちづくりの方向性を定めている。



新旧対照表

新(3章-6)

図3-2 宇治市の目指す都市像とまちづくりの目標・方向性

また豊かな自然環境や工業施設や商業施設など市街地の変化に富んだ土地利用など、本市の自然的、社会的条件を踏まえ、地域の特性を活かした都市機能を目指して、土地利用イメージを6つの地域に分けて示している。

特に、宇治橋周辺地域は平成21年(2009)に国の重要文化的景観に選定されたことをうけ、**文化的景観地域**と設定した。この文化的景観地域は、「宇治川に架かる宇治橋の周辺は、多くの文化財、宇治川の清流、周辺の豊かな緑と歴史あるまちなみが本市の象徴であり、歴史・文化や景観を守り育てるとともに、観光地としての潤いとにぎわいの創出を図る地域」として位置付けている。

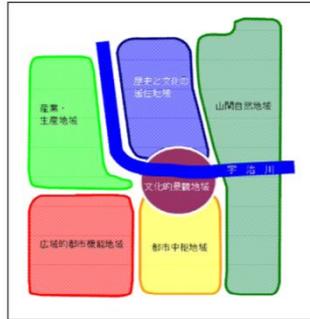


図3-3 土地利用イメージ・概念図

(2) 宇治市都市計画マスタープラン(平成16年3月策定)

都市計画の将来方向を示す宇治市都市計画マスタープランは、目標年次を令和6年(2024)に設定し、「市民と行政が対話し、ともに育む都市づくり」を基本姿勢として、総合計画に掲げた「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を実現していくために、4つのまちづくりの基本目標を定めている。

このうち「歴史と新しい文化が息づく都市づくり」では、「世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史的遺産や宇治茶など、歴史と伝統に裏打ちされたまちの資源を保全するとともに、新旧の文化が融合した景観を生み出し、また新たな感覚から生み出される産業を育成する都市づくり」の推進を掲げ、基本方針に①新旧の文化が調和したまちの景観をつくることと、②文化・歴史や茶業など、資源の活用と新たな産業の育成による個性ある都市づくりをめざすことの2項目を定めている。

都市づくりの基本目標	
都市づくりの基本理念に照らしながら、都市づくりのための基本姿勢のもとに、今後の都市づくりを進めるうえでの基本目標を次のように定めます。	
豊かな自然をいつまでも大切に未来へ伝える都市づくり	①無秩序な市街地の拡大を防止し、豊かな自然を保全し、身近なみどりを守ります。 ②循環型社会に対応した都市づくりをめざします
歴史と新しい文化が息づく都市づくり	①新旧の文化が調和したまちの景観をつくります ②文化・歴史や茶業など、資源の活用と新たな産業の育成による個性ある都市づくりをめざします
災害に強く安心して住める穏やかな都市づくり	①すべての人にやさしく快適な住環境・都市施設を整備します ②安全・安心して住み続けられる都市づくりをめざします
人や環境にやさしく、交流を大切に作る都市づくり	①人にやさしく、環境にやさしい交通体系を実現します ②歩くことが楽しくなる歩道のある都市づくりをめざします

図3-4 宇治市の都市づくりの基本目標

旧(3章-6)

図3-2 宇治市の目指す都市像とまちづくりの目標・方向性

また豊かな自然環境や工業施設や商業施設など市街地の変化に富んだ土地利用など、本市の自然的、社会的条件を踏まえ、地域の特性を活かした都市機能を目指して、土地利用イメージを6つの地域に分けて示している。

特に、宇治橋周辺地域は平成21年(2009)に国の重要文化的景観に選定されたことをうけ、**文化的景観地域**と設定した。この文化的景観地域は、「宇治川に架かる宇治橋の周辺は、多くの文化財、宇治川の清流、周辺の豊かな緑と歴史あるまちなみが本市の象徴であり、歴史・文化や景観を守り育てるとともに、観光地としての潤いとにぎわいの創出を図る地域」として位置付けている。



図3-3 土地利用イメージ・概念図

(2) 宇治市都市計画マスタープラン(平成16年3月策定)

都市計画の将来方向を示す宇治市都市計画マスタープランは、目標年次を平成36年(2024)に設定し、「市民と行政が対話し、ともに育む都市づくり」を基本姿勢として、総合計画に掲げた「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を実現していくために、4つのまちづくりの基本目標を定めている。

このうち「歴史と新しい文化が息づく都市づくり」では、「世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史的遺産や宇治茶など、歴史と伝統に裏打ちされたまちの資源を保全するとともに、新旧の文化が融合した景観を生み出し、また新たな感覚から生み出される産業を育成する都市づくり」の推進を掲げ、基本方針に①新旧の文化が調和したまちの景観をつくることと、②文化・歴史や茶業など、資源の活用と新たな産業の育成による個性ある都市づくりをめざすことの2項目を定めている。

都市づくりの基本目標	
都市づくりの基本理念に照らしながら、都市づくりのための基本姿勢のもとに、今後の都市づくりを進めるうえでの基本目標を次のように定めます。	
豊かな自然をいつまでも大切に未来へ伝える都市づくり	①無秩序な市街地の拡大を防止し、豊かな自然を保全し、身近なみどりを守ります。 ②循環型社会に対応した都市づくりをめざします
歴史と新しい文化が息づく都市づくり	①新旧の文化が調和したまちの景観をつくります ②文化・歴史や茶業など、資源の活用と新たな産業の育成による個性ある都市づくりをめざします
災害に強く安心して住める穏やかな都市づくり	①すべての人にやさしく快適な住環境・都市施設を整備します ②安全・安心して住み続けられる都市づくりをめざします
人や環境にやさしく、交流を大切に作る都市づくり	①人にやさしく、環境にやさしい交通体系を実現します ②歩くことが楽しくなる歩道のある都市づくりをめざします

図3-4 宇治市の都市づくりの基本目標

新旧対照表

新(3章-7)

将来都市構造については、将来的な市街地の範囲は市街化区域であることを前提に、「市街地ゾーン」、「集落地ゾーン」、「農業生産ゾーン」、「山間自然ゾーン」など、それぞれの地域の特徴に沿った、秩序ある土地利用を進めることが、基本的な考え方となっている。

そのうえで、必要となる拠点の配置や交通網の整備、宇治に住む誇りと愛着を育むための都市景観形成、水とみどりのネットワーク形成、等の考え方とともに、**まちのシンボル**として、**世界遺産および宇治川の清流と周辺の豊かな自然的環境、周辺のまちなみなどの保全を図り、悠久の歴史を語り継ぐ**ことが、将来的な都市の骨格を形成するための基本的な考え方のひとつとして盛り込まれている。

なお第5次総合計画における文化的景観の位置付けを踏まえて、現在見直しを行っている。

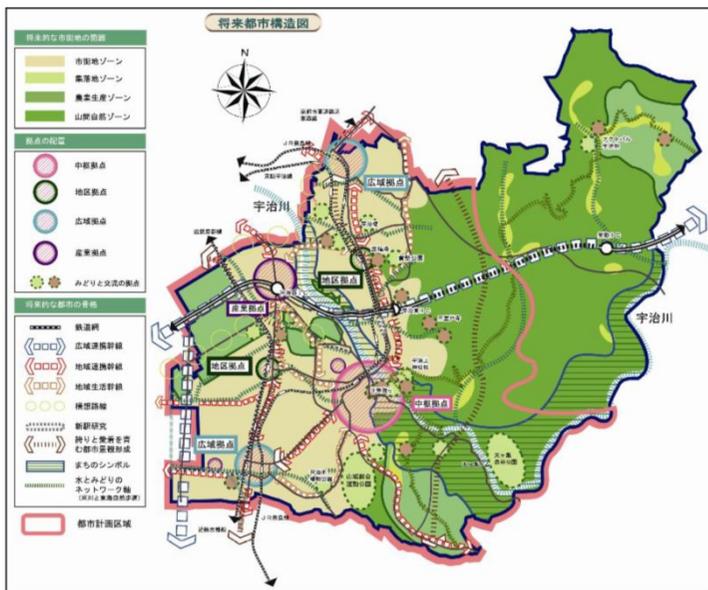


図3-5 将来都市構造図

(3) 宇治市みどりの基本計画（平成13年3月策定）

令和3年（2021）を目標年次とした宇治市みどりの基本計画では、宇治川を始め、山林や農地などの環境・景観資源、神社仏閣や宇治陵などの歴史・文化資源といった、豊かな「みどり」を背景として、体系的な施設緑化なども考慮しつつ、都市公園の長期的・総合的な計画に主眼を据えた、「みどり」全般の計画を策定している。

旧(3章-7)

将来都市構造については、将来的な市街地の範囲は市街化区域であることを前提に、「市街地ゾーン」、「集落地ゾーン」、「農業生産ゾーン」、「山間自然ゾーン」など、それぞれの地域の特徴に沿った、秩序ある土地利用を進めることが、基本的な考え方となっている。

そのうえで、必要となる拠点の配置や交通網の整備、宇治に住む誇りと愛着を育むための都市景観形成、水とみどりのネットワーク形成、等の考え方とともに、**まちのシンボル**として、**世界遺産および宇治川の清流と周辺の豊かな自然的環境、周辺のまちなみなどの保全を図り、悠久の歴史を語り継ぐ**ことが、将来的な都市の骨格を形成するための基本的な考え方のひとつとして盛り込まれている。

なお第5次総合計画における文化的景観の位置付けを踏まえて、現在見直しを行っている。

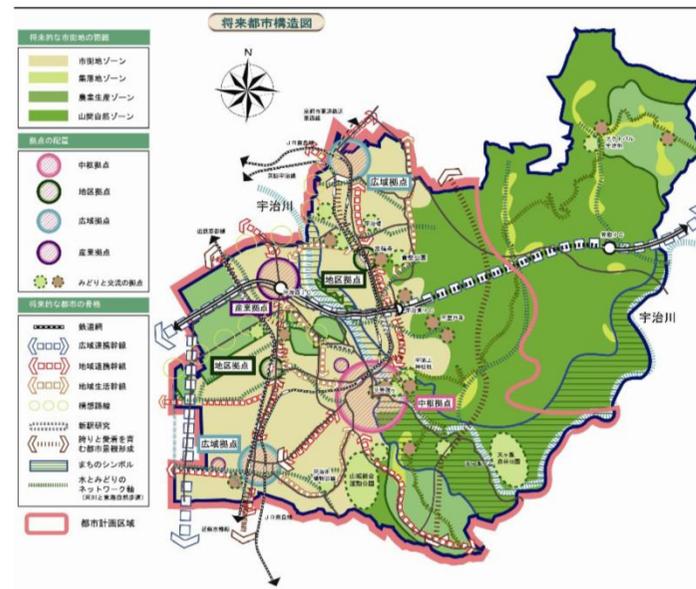


図3-5 将来都市構造図

(3) 宇治市みどりの基本計画（平成13年3月策定）

平成33年（2021）を目標年次とした宇治市みどりの基本計画では、宇治川を始め、山林や農地などの環境・景観資源、神社仏閣や宇治陵などの歴史・文化資源といった、豊かな「みどり」を背景として、体系的な施設緑化なども考慮しつつ、都市公園の長期的・総合的な計画に主眼を据えた、「みどり」全般の計画を策定している。

## 新旧対照表

新(5章-5)	旧(5章-5)
<p>定地と隣接する区域には、史跡整備と一体となった交流ゾーンを整備することで、宇治の歴史文化の情報発信や来訪者の利便性を満たす機能を補完し、(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園としての公開を目指している。</p> <p>今後史跡の復元整備に関しては、文化庁・京都府教育委員会の指導のもと、「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」に諮りながら進めるものとする。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●史跡整備事業（平成25年度～令和3年度）</li> </ul> <p><b>(3) 重要文化的景観</b></p> <p>宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画に従い、具体的な整備計画が必要であるため、現在宇治橋通りを中心に整備計画の策定に着手している。</p> <p>重要文化的景観の重要構成要素である宇治橋通りは、府道無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。</p> <p>また重要構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観整備計画策定調査（～令和3年度）</li> <li>●重要文化的景観保存事業（平成24年度～）</li> <li>●無電柱化事業（～令和2年度）</li> </ul>	<p>定地と隣接する区域には、史跡整備と一体となった交流ゾーンを整備することで、宇治の歴史文化の情報発信や来訪者の利便性を満たす機能を補完し、(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園としての公開を目指している。</p> <p>今後史跡の復元整備に関しては、文化庁・京都府教育委員会の指導のもと、「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」に諮りながら進めるものとする。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●史跡整備事業（平成25年度～平成32年度）</li> </ul> <p><b>(3) 重要文化的景観</b></p> <p>宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画に従い、具体的な整備計画が必要であるため、現在宇治橋通りを中心に整備計画の策定に着手している。</p> <p>重要文化的景観の重要構成要素である宇治橋通りは、府道無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。</p> <p>また重要構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観整備計画策定調査（～平成33年度）</li> <li>●重要文化的景観保存事業（平成24年度～）</li> <li>●無電柱化事業（～平成32年度）</li> </ul>

新(5章-8)	旧(5章-8)
<p><b>3. 文化財の保存・活用を行う施設に関する方針及び計画</b></p> <p><b>3-1 市域全体に関する方針</b></p> <p>本市には市内遺跡から出土した考古資料の収納施設として4箇所の仮設収蔵庫と、収蔵・展示施設として宇治市歴史資料館を設置している。宇治市歴史資料館は、主に指定文化財の保管と展示を行っており、文化財の保存活用の中核的役割を果たす施設として今後も現状の役割を維持しつつ、文化財に関する生涯学習活動等の機会拡充や展示企画の強化、内容の充実にも努める。</p> <p>なお埋蔵文化財の適切な収蔵と公開活用機能に関しては、整備事業を予定している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園において、この機能も果たせる施設の検討を行うこととしている。</p> <p>また市内各所の指定文化財等には既に標柱・説明板等を設置しているが、今後も文化財の理解や周知、見学誘導の観点から、説明板や小規模な休憩施設（ベンチ等）の設置・更新を、景観に配慮しながら順次進めていく。</p> <p><b>3-2 重点区域に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の資料館等の展示施設に、「宇治市歴史資料館」と「宇治市源氏物語ミュージアム」がある。歴史資料館は、考古資料の収蔵やこれらを活用した企画展示を行っているが、本市の歴史全般に関する常設展示は行っていない。源氏物語ミュージアムは、施設の性格上歴史に関わる展示は僅かである。このため現在計画している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園の交流ゾーンにおいて、宇治の歴史・文化の情報発信機能を持つ施設の整備を行う。</p> <p>指定文化財等については説明板等を設置しているが、重要文化的景観の選定地と個々の構成要素を示す説明板は未設置のため、周遊マップ等と連携して説明板を設置する。また現在様々な団体・部局が設置した説明板等は、統一性がなく乱立している個所も見受けられる。今後は文化的景観の価値を損なわないよう整備指針を定め、景観に十分配慮した色彩や大きさ、デザインを検討し、理解しやすい説明板や解説等の整備充実を図る。</p> <p>＜重点区域における事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報発信・観光交流施設整備事業（平成27年度～令和2年度）</li> <li>●観光振興計画策定事業（平成24年度）</li> </ul>	<p><b>3. 文化財の保存・活用を行う施設に関する方針及び計画</b></p> <p><b>3-1 市域全体に関する方針</b></p> <p>本市には市内遺跡から出土した考古資料の収納施設として4箇所の仮設収蔵庫と、収蔵・展示施設として宇治市歴史資料館を設置している。宇治市歴史資料館は、主に指定文化財の保管と展示を行っており、文化財の保存活用の中核的役割を果たす施設として今後も現状の役割を維持しつつ、文化財に関する生涯学習活動等の機会拡充や展示企画の強化、内容の充実にも努める。</p> <p>なお埋蔵文化財の適切な収蔵と公開活用機能に関しては、整備事業を予定している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園において、この機能も果たせる施設の検討を行うこととしている。</p> <p>また市内各所の指定文化財等には既に標柱・説明板等を設置しているが、今後も文化財の理解や周知、見学誘導の観点から、説明板や小規模な休憩施設（ベンチ等）の設置・更新を、景観に配慮しながら順次進めていく。</p> <p><b>3-2 重点区域に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の資料館等の展示施設に、「宇治市歴史資料館」と「宇治市源氏物語ミュージアム」がある。歴史資料館は、考古資料の収蔵やこれらを活用した企画展示を行っているが、本市の歴史全般に関する常設展示は行っていない。源氏物語ミュージアムは、施設の性格上歴史に関わる展示は僅かである。このため現在計画している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園の交流ゾーンにおいて、宇治の歴史・文化の情報発信機能を持つ施設の整備を行う。</p> <p>指定文化財等については説明板等を設置しているが、重要文化的景観の選定地と個々の構成要素を示す説明板は未設置のため、周遊マップ等と連携して説明板を設置する。また現在様々な団体・部局が設置した説明板等は、統一性がなく乱立している個所も見受けられる。今後は文化的景観の価値を損なわないよう整備指針を定め、景観に十分配慮した色彩や大きさ、デザインを検討し、理解しやすい説明板や解説等の整備充実を図る。</p> <p>＜重点区域における事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報発信・観光交流施設整備事業（平成27年度～平成32年度）</li> <li>●観光振興計画策定事業（平成24年度）</li> </ul>

## 新旧対照表

新(5章-10)	旧(5章-10)
<p>更に史跡宇治川太閤堤跡周辺の市道宇治12号線・市道宇治313号線・市道菟道221号線、市道宇治五ヶ庄線、市道菟道94号線を始めとした観光周遊道路では、歩道の整備や修景舗装を実施するとともに、観光サイン等の再整備や浸水対策を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道整備事業（平成21年度～令和3年度）</li> <li>●歩行空間整備事業（平成24年度～令和2年度）</li> <li>●無電柱化事業（～令和2年度）</li> <li>●観光施設周辺浸水対策事業（平成27年度～令和2年度）</li> <li>●観光サイン等整備事業（平成29年度～令和2年度）</li> <li>●建物修景助成事業（平成22年度～）</li> <li>●屋外広告物助成事業（平成22年度～）</li> <li>●観光交通対策検討調査（平成25年度～）</li> <li>●空き町家の活用検討調査（平成27年度～）</li> <li>●観光サイン等整備計画策定事業（平成27年度）</li> <li>●観光周遊道路の整備検討調査（平成28年度～）</li> </ul>	<p>更に史跡宇治川太閤堤跡周辺の市道宇治12号線・市道宇治313号線・市道菟道221号線、市道宇治五ヶ庄線、市道菟道94号線を始めとした観光周遊道路では、歩道の整備や修景舗装を実施するとともに、観光サイン等の再整備や浸水対策を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。</p> <p>&lt;重点区域における事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道整備事業（平成21年度～平成33年度）</li> <li>●歩行空間整備事業（平成24年度～平成32年度）</li> <li>●無電柱化事業（～平成32年度）</li> <li>●観光施設周辺浸水対策事業（平成27年度～平成32年度）</li> <li>●観光サイン等整備事業（平成29年度～平成32年度）</li> <li>●建物修景助成事業（平成22年度～）</li> <li>●屋外広告物助成事業（平成22年度～）</li> <li>●観光交通対策検討調査（平成25年度～）</li> <li>●空き町家の活用検討調査（平成27年度～）</li> <li>●観光サイン等整備計画策定事業（平成27年度）</li> <li>●観光周遊道路の整備検討調査（平成28年度～）</li> </ul>

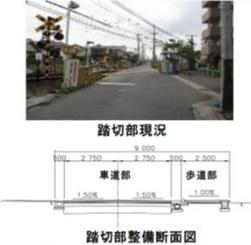
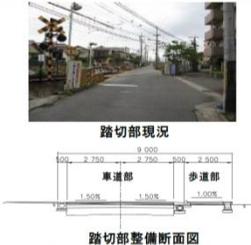
新旧対照表

新(6章-6)		旧(6章-6)	
事業名	2. 史跡整備事業	事業名	2. 史跡整備事業
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	平成 25 年度 ～ 令和 3 年度	事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 32 年度
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
事業概要	<p>史跡宇治川太閤堤跡を活用した公園を整備する。</p> <p>築堤当時と埋没期の太閤堤を再現し、太閤堤の果たした機能と歴史の重層性を表現する。</p> <p>築堤時の様子を再現するゾーンは水辺空間、埋没期の様子を再現するゾーンは修景茶園を整備する。</p>	<p>史跡宇治川太閤堤跡を活用した公園を整備する。</p> <p>築堤当時と埋没期の太閤堤を再現し、太閤堤の果たした機能と歴史の重層性を表現する。</p> <p>築堤時の様子を再現するゾーンは水辺空間、埋没期の様子を再現するゾーンは修景茶園を整備する。</p>	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。</p> <p>壮大な築堤状況が体感できる空間整備と茶園景観の修景とを一体的に行い、多くの市民や来訪者に本市の歴史・文化の総合的理解を促すこととなるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。</p> <p>壮大な築堤状況が体感できる空間整備と茶園景観の修景とを一体的に行い、多くの市民や来訪者に本市の歴史・文化の総合的理解を促すこととなるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

新旧対照表

新(6章-7)		旧(6章-7)	
事業名	3. 情報発信・観光交流施設整備事業	事業名	3. 情報発信・観光交流施設整備事業
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	平成 27 年度 ～ 令和 2 年度	事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 32 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業概要	<p>史跡宇治川太閤堤跡の隣接地に、歴史や文化、宇治茶の情報を発信する施設を整備するとともに、市民や来訪者の憩いの広場を創出する。</p> 	<p>史跡宇治川太閤堤跡の隣接地に、歴史や文化、宇治茶の情報を発信する施設を整備するとともに、市民や来訪者の憩いの広場を創出する。</p> 	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡宇治川太閤堤跡の隣接地において、市民と来訪者が利用できる、宇治の歴史や文化を情報発信する施設の整備を行う。</p> <p>当該事業により、宇治橋周辺地域の散策ルートの起点となる場所が確保され、来訪者の目的に応じたまちなか散策を円滑に誘導すると同時に、宇治の歴史や文化を総合的かつ分かりやすく伝えることができるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>史跡宇治川太閤堤跡の隣接地において、市民と来訪者が利用できる、宇治の歴史や文化を情報発信する施設の整備を行う。</p> <p>当該事業により、宇治橋周辺地域の散策ルートの起点となる場所が確保され、来訪者の目的に応じたまちなか散策を円滑に誘導すると同時に、宇治の歴史や文化を総合的かつ分かりやすく伝えることができるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

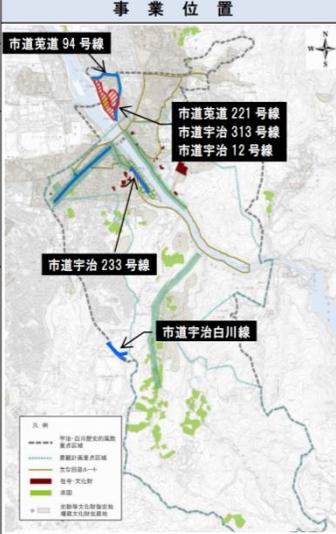
新旧対照表

新(6章-9)		旧(6章-9)	
<p><b>事業名</b> 5. 歩道整備事業</p> <p><b>整備主体</b> 宇治市</p> <p><b>事業期間</b> 平成 21 年度 ～ 令和 3 年度</p> <p><b>支援事業名</b> 社会資本整備総合交付金 (道路事業)</p>	<p><b>事業位置</b></p> 	<p><b>事業名</b> 5. 歩道整備事業</p> <p><b>整備主体</b> 宇治市</p> <p><b>事業期間</b> 平成 21 年度 ～ 平成 33 年度</p> <p><b>支援事業名</b> 社会資本整備総合交付金 (道路事業)</p>	<p><b>事業位置</b></p> 
<p><b>事業概要</b></p> <p>歩道を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道宇治五ヶ庄線 京阪三室戸駅から宇治国道踏切 (踏切部は 2.5m の歩道を整備)</li> <li>市道菟道志津川線</li> </ul>  	<p><b>事業概要</b></p> <p>歩道を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道宇治五ヶ庄線 京阪三室戸駅から宇治国道踏切 (踏切部は 2.5m の歩道を整備)</li> <li>市道菟道志津川線</li> </ul>  		
<p><b>歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></p> <p>史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、歩道を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間を確保でき、宇治川周辺の回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p><b>歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></p> <p>史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、歩道を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間を確保でき、宇治川周辺の回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

新旧対照表

新(6章-10)

旧(6章-10)

事業名	6. 歩行空間整備事業	
整備主体	宇治市	
事業期間	平成24年度 ～ 令和2年度	
支援事業名	平成27年度～令和2年度： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 平成24年度～平成28年度： 市単独事業	
事業概要	<p>歩道の新設あるいは修景舗装による歩行者優先道路の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道菟道94号線</li> <li>市道菟道221号線</li> <li>市道宇治313号線</li> <li>市道宇治12号線</li> <li>市道宇治白川線</li> <li>市道宇治233号線</li> </ul>	
		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源や白川集落を結ぶ道路に歩道空間を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できるようになり、回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	6. 歩行空間整備事業	
整備主体	宇治市	
事業期間	平成24年度 ～ 平成32年度	
支援事業名	平成27年度～平成32年度： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)、 平成24年度～平成28年度： 市単独事業	
事業概要	<p>歩道の新設あるいは修景舗装による歩行者優先道路の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道菟道94号線</li> <li>市道菟道221号線</li> <li>市道宇治313号線</li> <li>市道宇治12号線</li> <li>市道宇治白川線</li> <li>市道宇治233号線</li> </ul>	
		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源や白川集落を結ぶ道路に歩道空間を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できるようになり、回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

新旧対照表

新(6章-11)

旧(6章-11)

事業名	7. 無電柱化事業	
整備主体	京都府 宇治市	事業位置 
事業期間	～ 令和2年度	
支援事業名	～平成24年度：地域自主戦略交付金（道路事業） 平成30年度～令和2年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	
事業概要	<p>無電柱化を行うとともに、路側帯のカラー舗装や石畳み舗装等の修景舗装を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道宇治橋線</li> <li>・市道JR宇治駅前線</li> <li>・市道宇治228号線</li> </ul> <p>宇治橋通り </p> <p>市道宇治228号線 </p>	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治橋通りは、別業都市から中世都市への再編過程において形成された道路で、近世期には茶業に関わる特権的商人の邸宅が並んでいたとされ、宇治地区の主軸をなしてきた街路である。また、市道宇治228号線は世界遺産の平等院に隣接し、伝統的な沿道景観との調和や道路景観の改善が求められている。これらの道路の無電柱化を行い道路景観の改善を行うことにより、沿道の歴史的建造物や巡行する伝統的祭礼との調和が図られるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	7. 無電柱化事業	
整備主体	京都府 宇治市	事業位置 
事業期間	～ 平成32年度	
支援事業名	～平成24年度：地域自主戦略交付金（道路事業） 平成30年度～平成32年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	
事業概要	<p>無電柱化を行うとともに、路側帯のカラー舗装や石畳み舗装等の修景舗装を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道宇治橋線</li> <li>・市道JR宇治駅前線</li> <li>・市道宇治228号線</li> </ul> <p>宇治橋通り </p> <p>市道宇治228号線 </p>	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治橋通りは、別業都市から中世都市への再編過程において形成された道路で、近世期には茶業に関わる特権的商人の邸宅が並んでいたとされ、宇治地区の主軸をなしてきた街路である。また、市道宇治228号線は世界遺産の平等院に隣接し、伝統的な沿道景観との調和や道路景観の改善が求められている。これらの道路の無電柱化を行い道路景観の改善を行うことにより、沿道の歴史的建造物や巡行する伝統的祭礼との調和が図られるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

新旧対照表

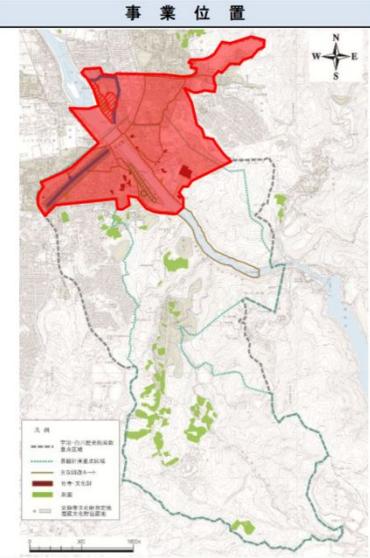
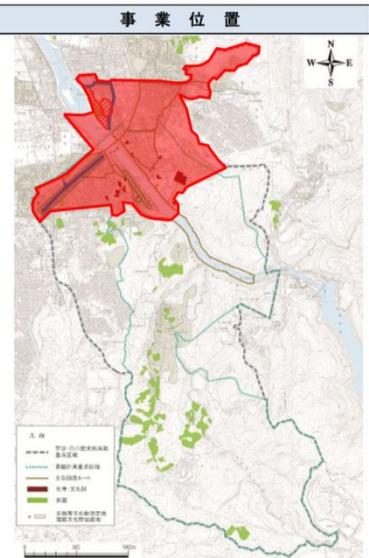
新(6章-12)

旧(6章-12)

事業名	8. 観光施設周辺浸水対策事業	
整備主体	宇治市	<b>事業位置</b> 
事業期間	平成27年度 ～ 令和2年度	
支援事業名	市単独事業	
事業概要	史跡周辺地域において、観光施設及び周辺道路の浸水を防止するための調査検討を行い、排水施設の改良工事を行う。 ・ 史跡宇治川太閤堤跡周辺地域 ・ 塔ノ島周辺地域	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を確保するとともに、宇治川河畔の参詣や遊覧など歴史的伝統を継承する諸活動が行われている良好な市街地の環境を守ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	8. 観光施設周辺浸水対策事業	
整備主体	宇治市	<b>事業位置</b> 
事業期間	平成27年度 ～ 平成32年度	
支援事業名	市単独事業	
事業概要	史跡周辺地域において、観光施設及び周辺道路の浸水を防止するための調査検討を行い、排水施設の改良工事を行う。 ・ 史跡宇治川太閤堤跡周辺地域 ・ 塔ノ島周辺地域	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を確保するとともに、宇治川河畔の参詣や遊覧など歴史的伝統を継承する諸活動が行われている良好な市街地の環境を守ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	

新旧対照表

新(6章-13)		旧(6章-13)	
事業名	9. 観光サイン等整備事業	事業名	9. 観光サイン等整備事業
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	平成29年度 ～ 令和2年度	事業期間	平成29年度 ～ 平成32年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業位置		事業位置	
事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。	事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を向上させ、歴史・文化遺産を活かしたまち全体を楽しむ観光振興を図ることは、歴史的風致の維持向上に寄与する。	歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を向上させ、歴史・文化遺産を活かしたまち全体を楽しむ観光振興を図ることは、歴史的風致の維持向上に寄与する。

新旧対照表

新(6章-24)		旧(6章-24)	
事業名	20. 歴史・文化啓発事業	事業名	20. 歴史・文化啓発事業
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	平成23年度～	事業期間	平成23年度～
支援事業名	文化的景観保護推進事業、市単独事業	支援事業名	文化的景観保護推進事業、市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域	事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>文化的景観に関連するフォーラムや調査報告会、公民館講座等を開催するとともに、参加体験型のイベント等を開催し、歴史的風致についての情報発信を行うことで、保存・継承への理解を促す。</p> <p>また、市立小中学校を対象とした<b>宇治学</b>において、宇治の歴史・文化についての探究学習を<b>実施</b>する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化的景観フォーラム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宇治公民館講座</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>親子で楽しむ宇治茶の日 宇治茶スタンプラリー</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の「宇治学」(抹茶体験)</p> </div> </div>	<p>文化的景観に関連するフォーラムや調査報告会、公民館講座等を開催するとともに、参加体験型のイベント等を開催し、歴史的風致についての情報発信を行うことで、保存・継承への理解を促す。</p> <p>また、市立小中学校を対象とした宇治の歴史・文化についての探究学習(宇治学)プログラムを検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化的景観フォーラム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宇治公民館講座</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>親子で楽しむ宇治茶の日 宇治茶スタンプラリー</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の「宇治学」(輪船見学)</p> </div> </div>	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>多くの市民を対象にした歴史・文化の啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>	<p>多くの市民を対象にした歴史・文化の啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>	

新旧対照表

新(6章-25)		旧(6章-25)	
事業名	21. 史跡宇治川太閤堤跡調査	事業名	21. 史跡宇治川太閤堤跡調査
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	～ 平成25年度	事業期間	～ 平成25年度
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費	支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費
事業位置	史跡宇治川太閤堤跡指定地	事業位置	史跡宇治川太閤堤跡指定地
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡は、復元整備による公園化を予定しており、「3. 史跡整備事業」を行うために、遺構の詳細な調査を行う。	事業概要	史跡宇治川太閤堤跡は、復元整備による公園化を予定しており、「3. 史跡整備事業」を行うために、遺構の詳細な調査を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成21年に史跡指定された。 当該事業により遺構に基づく整備を実施し、本市の歴史・文化の理解を促すことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成21年に史跡指定された。 当該事業により遺構に基づく整備を実施し、本市の歴史・文化の理解を促すことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	22. 文化的景観整備計画策定調査	事業名	22. 文化的景観整備計画策定調査
整備主体	宇治市	整備主体	宇治市
事業期間	～ 令和3年度	事業期間	～ 平成33年度
支援事業名	文化的景観保護推進事業	支援事業名	文化的景観保護推進事業
事業位置	重要文化的景観選定地及び拡大予定地	事業位置	重要文化的景観選定地及び拡大予定地
事業概要	「宇治の文化的景観」の保存管理計画に基づき、整備についてより具体的な方針を示す整備計画を策定する。また白川地区及び黄檗地区への文化的景観の範囲拡大に向けた調査を行う。	事業概要	「宇治の文化的景観」の保存管理計画に基づき、整備についてより具体的な方針を示す整備計画を策定する。また白川地区及び黄檗地区への文化的景観の範囲拡大に向けた調査を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観の保護の取組は、歴史的風致の維持向上と密接に関わるものであり、整備計画において宇治地区の街区構造の継承や茶業関係の家屋の修景など整備活用の具体的検討を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観の保護の取組は、歴史的風致の維持向上と密接に関わるものであり、整備計画において宇治地区の街区構造の継承や茶業関係の家屋の修景など整備活用の具体的検討を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。